

公益社団法人 京都府不動産鑑定士協会
理事及び監事に対する報酬等の支給の基準

第1条 定款第32条に定めるとおり、会員である理事及び監事は、無報酬とする。

第2条 会員外の監事の報酬は年額360,000円とする。

第3条 前条で定める会員外の監事の報酬の改定は、総会の議決をもってこれを行う。

附 則

- 1 この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から適用する。
- 2 この改正は、令和5年度分の報酬より適用する。(令和5年5月24日一部改正)